

医療生協さいたま生活協同組合 介護老人保健施設さんとも (介護予防) 通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が開設する（介護予防）通所リハビリテーション（以下、通所リハビリテーション）事業所「介護老人保健施設さんとも」（以下「事業所」という）が行う通所リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事業を定め、事業所の従事者が、要支援・要介護（以下、要介護）状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従事者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：介護老人保健施設さんとも
- 二 所在地：埼玉県所沢市中富1617
- 三 事業単位：5単位
- 四 定員：100人

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりであり必置職については法令の定めるところによる。

- 一 医師：常勤1人

医師は通所リハビリテーション従事者の管理、指導をおこなうとともに利用者の病状に応じた医学的管理をおこなう。

- 二 看護職員：（月～土）1人以上（非常勤含む）

- 三 支援相談員：1人〔常勤〕

- 四 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士：（月～土）

要介護利用者25人につき1.0人以上（常勤換算）

作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、看護職員は介護予防通所リハビリテーション計画を作成し作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

- 五 介護職員：（月～土）12人以上（非常勤含む）

介護職員はリハビリテーションに伴って必要な介助及び援助をおこなう。

六 管理栄養士：１人以上（非常勤含む）

管理栄養士は利用者の個々の状態に応じた食事の提供をおこなう。

七 運転手： １０人

利用者と家族の実情にあわせて送迎のサービスをおこなう。

（営業日および営業時間）

第５条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日：月曜日から土曜日（１２月３０日から１月３日までを除く）

二 営業時間：午前８時３０分から午後５時（サービス提供時間も同じ）

（サービス提供の留意事項）

第６条 事業の留意事項は次のとおりとする。

- 一 事業の提供にあたっては、次条第１項に規程する介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切におこなう。
- 二 事業所の従事者は事業の提供に当たっては、懇切丁寧におこなうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明をおこなう。
- 三 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第７条 医師及び作業療法士その他専ら事業の提供に当たる従事者（以下「医師等の従事者」という）は、診療又は運動機能検査作業能力検査等を基に、協同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境をふまえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- ２ 医師等の従事者は、前項の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- ３ 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- ４ 事業の従事者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

（通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額）

第８条 事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

２ その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に定める通常の実施地域を越えておこなう送迎に要する費用。

ア 事業所から片道１０キロ未満 ３００円

イ 事業所から片道１０キロ以上 ５００円

二 以下については実費をいただきます。

ア 食費 実費（別紙利用料金表参照）

イ その他 日常生活上の便宜にかかる費用（別紙利用料金表参照）

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、所沢市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時における対応方法）

第11条 事業の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てをおこなうとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置をおこなうこととする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練をおこなうものとする。

（虐待の防止等）

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修：採用後3カ月以内
- （2）継続研修：年1回以上

2 従事者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（附 則）

この規定は令和6年5月1日から施行する。